

法務省民二第3号
平成28年1月8日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

(水戸、金沢及び宮崎以外は、参考送付)

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について(依命通知)

標記については、平成26年12月25日付け法務省民二第852号法務省民事局長通達(以下「本通達」という。)において、本通達の別紙の3及び8については平成27年2月23日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが、当該登記所ごとに別に定める日(本年2月分)については、下記のとおりとされましたので、通知します。

記

平成28年2月1日(月)

水戸地方法務局	日立支局
同	常陸太田支局
同	土浦支局
同	つくば出張所
金沢地方法務局	
同	小松支局
同	七尾支局
同	輪島支局
宮崎地方法務局	
同	延岡支局



同

小林出張所